

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
中和田中学校 体育館吊上げ式バスケットゴール緊急修繕
- 2 履行場所
横浜市泉区和泉中央北二丁目5番1号
横浜市立中和田中学校
- 3 契約日
令和8年3月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約金額
187,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
神奈川県横浜市南区前里町3-74
株式会社杉山スポーツ
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
体育館に設置している吊上げ式バスケットゴールにおいて、不具合により昇降が停止する状態となった。早急に対応しなければ、バスケットボード落下の可能性がある、生徒、教職員に危険を生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立中和田中学校